

徳島県告示第四百二十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・（一・アミノ・三、三・ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・
一・ベンジル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 ADB
・BINACA）及びその塩類
 - 2 化学名 一・（ベンゾ「d」「一、三」ジオキソール・五・イル）・二・（ブチル
アミノ）ブタン・一・オン（通称 N・Butylbutylone、N・
Butyl norbutylone）及びその塩類
 - 3 化学名 二・（エチルアミノ）・二・（三・フルオロフェニル）シクロヘキサン・
一・オン（通称 FXE、Fluorexetine）及びその塩類
- 二 効力が失われた理由
一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため
- 三 効力が失われた日
令和五年九月十日